

北九州市農業委員会
第31回東部部会会議（令和7年度2月部会会議）議事録

1 日 時 令和8年2月10日（火）午前10時00分～午前10時10分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 29名

農業委員 10名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
柳野保博	古田俊策	中村治雄	清水正人
澤水理佳	稲光進		

農地利用最適化推進委員 19名

増田強	中村眞一	平尾長正	松根豊春
吉村晃一	坂井準二	有松政則	村田堯
平林秀美	村田紘	酒井一生	古田仁重
瀬戸克哉	木村博美	大下治三	黒崎隆博
河内一弥	山本勇次	小田征二	

・欠席委員

農地利用最適化推進委員 1名 矢野孔清

4 事務局出席者

福田 事務局長	池永 次長	田上 係長	吉田 主任
岩本 主任			

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第170号	使用貸借権の解約について	1件
報告第171号	非農地証明願について	2件
報告第172号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第173号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第174号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	7件
議案第175号	農地改良届について	1件

【議 案】

議案第78号	農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第79号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

6 傍聴人 なし

部会長	<p>ただ今より、令和7年度第31回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。</p> <p>議案書10ページをお開きください。議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。</p> <p>それでは、第1項から第3項まで、小倉南区大字吉田地区担当の各務委員、報告をお願いします。</p>
各務委員	<p>議案第78号第1項から第3項は、11月の部会から審議を重ねている申請人の議案です。第1項から第3項まで、申請地は隣接した一団の農地であり、第1項は、父から子への使用貸借、第2項は、父から親類への使用貸借、第3項は、同じ親類から第1項と同じ子への使用貸借で、いずれもイチゴのハウス栽培に伴う計画です。</p> <p>農地法の違反行為は大変残念ではありますが、違反を指摘されてからは、表層砂利の撤去や地面の掘削等の指示に応じるとともに、始末書の提出などにより反省の意を示しており、今後は地域の農業振興に取り組む決意をされています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	<p>第4項及び第5項、小倉南区大字母原地区担当の柳野委員、報告をお願いします。</p>
柳野委員	<p>議案第78号第4項及び第5項について、いずれも、譲渡人が規模縮小、譲受人が新規営農するもので、大字母原の申請地において、第4項は水稻栽培を、第5項は野菜栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	<p>次に、第6項、門司区大字伊川地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。</p>
古田俊策委員	<p>議案第78号第6項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字伊川の申請地において、水稻栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	<p>次に、第7項及び第8項、小倉南区大字長行、辻三、合馬地区担当の私中村から、報告します。</p> <p>議案第78号第7項及び第8項について、いずれも、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字長行、辻三、合馬の申請地において、第7項は、水稻、野菜、果樹栽培を、第8項は、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p> <p>次に、第9項、小倉南区大字道原地区担当の藤堂委員、報告をお願いします。</p>

藤堂委員

議案第78号第9項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字道原の申請地において、水稻及び季節野菜栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。親子で父親がかなり高齢になりまして、同居している息子に贈与するという事です。以上、報告いたします。

部会長

次に、第10項及び第11項、小倉南区大字朽網地区担当の川江委員、報告をお願いします。

川江委員

議案第78号第10項及び第11項について、いずれも、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字朽網の申請地において、水稻栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第78号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。議案第79号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

議案第79号について、申請地は、先ほどの農地法第3条の議案同様に、11月の部会から審議を重ねている申請人の議案です。

申請地は隣接した一団の農地であり、親子や親類との使用貸借により、イチゴの直売所や来客用の駐車場などを整備する計画です。農地法の違反行為は大変残念ではありますが、違反を指摘されてからは、表層砂利の撤去や地面の掘削等の指示に応じるとともに、始末書の提出により反省の意を示しており、今後は地域の農業振興に取り組む決意をされています。

そのほかには、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第79号につきましては、許可相当と決定いたします。以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。

本日の署名委員は、6番古田俊策委員と8番清水委員です。よろしくお願ひします。

それでは、これで、令和7年度第31回東部部会会議を閉会します。